

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月16日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1237

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 給与条例第11条第2項第6号、教職員給与条例第12条第2項第6号及び警察職員給与条例第11条第2項第6号（以下「給与条例第11条第2項第6号等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて定めるものとする。</p> <p>(1) 職員の住居と当該住居の最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員</p> <p>通勤のため常例として利用している交通機関の路線にある駅のうち自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の職員の住居との間の通勤距離が最短である駅と当該住居の間の通勤距離が5キロメートル以上ある職員で、職員の住居と第9条の4で規定する当該住居の最寄りの駅の間（以下「住居側区間」という。）を自動車等を使用して通勤する職員</p> <p>(2) 勤務公署と当該勤務公署の最寄り駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員</p> <p>通勤のため常例として利用している交通機関の路線にある駅のうち自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の勤務公署との間の通勤距離が最短である駅と当該勤務公署の間の通勤距離が5キロメートル以上ある職員で、勤務公署と第</p>	<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 給与条例第11条第2項第6号、教職員給与条例第12条第2項第6号及び警察職員給与条例第11条第2項第6号（以下「給与条例第11条第2項第6号等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて定めるものとする。</p> <p>(1) 職員の住居と当該住居の最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員</p> <p>通勤のため常例として利用している交通機関の路線にある駅のうち自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の職員の住居との間の通勤距離が最短である駅と当該住居の間の通勤距離が5キロメートル以上である職員で、職員の住居と第9条の4で規定する当該住居の最寄りの駅の間（以下「住居側区間」という。）を自動車等を使用して通勤する職員</p> <p>(2) 勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員</p> <p>通勤のため常例として利用している交通機関の路線にある駅のうち自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の勤務公署との間の通勤距離が最短である駅（以下「勤務公署側徒歩最短駅」という。）と当該勤務公署の間の通勤距離が5キ</p>

9条の4で規定する当該勤務公署の最寄り  
駅の間（以下「勤務公署側区間」という。）  
を自動車等を使用して通勤する職員

ロメートル以上である職員又は勤務公署側  
徒歩最短駅と当該勤務公署の間の通勤距離  
が2キロメートル以上5キロメートル未満  
である職員（人事委員会が定める勤務公署  
に通勤する者に限る。）で、勤務公署と第9  
条の4で規定する当該勤務公署の最寄りの  
駅の間（以下「勤務公署側区間」という。）  
を自動車等を使用して通勤する職員

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。